

## 令和6年度三田市出会い・結婚支援事業業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「令和6年度三田市出会い・結婚支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度三田市出会い・結婚支援事業業務委託

#### (2) 業務の目的

本市は、男女(25～39歳)ともに全国平均よりも未婚率が高く、特に女性の未婚率は、高い状況であり、加えて合計特殊出生率も低い状況である。この課題を解決すべく、婚姻件数も近年減少している中、結婚を望んでいる未婚者が出会いだけでなく、共通の趣味を通して、異性と新たな出会いや仲間づくりを目的としたイベント、さらに交際から結婚までのプロセスをサポートし、出会う前から、出会い、交際から結婚まで総合的な結婚支援事業に取り組み、結婚を望む人が幸せな未来を築けることを目的として本業務を実施する。

#### (3) 業務内容

別紙「令和6年度三田市出会い・結婚支援事業業務委託仕様書」に示すとおりとする。

#### (4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

##### ①総合的な実施方針

三田市出会い・結婚支援事業を行うにあたり、具体的なイベント内容及び集客方法等を提案すること。

・参加者に訴求力のあるイベントについて（参加者の結婚に対するハードルを下げ、婚活に前向きになり、イベントへの参加意欲を引き出す魅力的な内容を提案すること）

・集客方法について（参加者の増加につながるよう、イベントの周知や募集方法など集客策を提案すること）

・参加者への伴走支援のしくみについて（イベントに参加する方が参加意欲を維持しながらイベントに参加できるしくみや、婚活イベントでマッチングした方が交際から結婚に至るまでの間をサポートするしくみについて提案すること）

#### (5) 履行期間

契約締結日～ 令和7年2月28日まで

### 2 予算

委託料の見積限度額は2,660,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

### 3 実施形式 「公募型」とする。

### 4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明書の提出期間	4月22日（月）～5月8日（水）

質疑受付期間	4月22日（月）～4月26日（金）
質疑回答期日	5月2日（木）
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	5月17日（金）
技術提案書提出期限	6月6日（木）
プレゼンテーション	6月14日（金）詳細別途通知
プロポーザル審査結果（特定・非特定）通知	6月20日（木）

## 5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

### 【基本的要件】

(1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者。

＜プロポーザル参加のための確認書類＞

法人	個人
商業登記履歴事項全部証明書	後見登記等に関する証明、破産に関する証明
法人税・消費税及び地方消費税の納税証明 （その3の3）※滞納がないことが確認できること	所得税・消費税及び地方消費税の納税証明 （その3の2）※滞納がないことが確認できること
財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）	直近の所得税青色申告決算書（一般用）
（共通）印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）	

※追加資料の提供を求める場合があります。

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

### 【その他要件】

- (1) 過去5年以内（令和元年度から令和5年度）に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

## 6 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式8）により、電子メールにて提出すること。

Eメール：ijyu#city.sanda.lg.jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため

め、「@」を「#」に置き換えています。

- (2) 提出期限 令和6年4月26日(金) 17時00分まで(必着)
- (3) 提出先 三田市 総合政策部 移住定住促進課
- (4) 回答方法 質疑受付後、適宜、三田市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、最終回答期日は令和6年5月2日(木) 17時30分とする。

## 7 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
  - イ 会社概要・業務実績(様式2)
  - ウ 業務実施体制(様式3)
  - エ 業務担当予定技術者の経歴等(様式4)
  - オ 業務担当予定技術者の業務実績(様式5)
  - カ 5(1)で示した書類(三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ)
- 上記ア～カについて、各1部

### (2) 留意事項

- ア 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- イ 記載した業務実績について、契約書等の写し及び当該業務内容が分かる文書(業務計画書・実績報告書等)の写しを提出すること。また、配置予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ウ 配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
- エ 様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。

- (3) 提出期限 令和6年5月8日(水) 17時00分

- (4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

- (5) 提出先 三田市 総合政策部 移住定住促進課  
(送付先等は「13 問い合わせ先及び書類提出先」を参照)

## 8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和6年5月17日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格を有する者が4者以上あった場合は、合計点が高いものから技術提案書の提出者として3者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が

僅差の場合はこの限りでない。

## 9 技術提案書の作成方法

### (1) 提出書類

- ア 技術提案書（様式6）
  - イ 実施方針・実施フロー・工程表（任意様式）
  - ウ 特定テーマに対する技術提案（様式7）
  - エ 見積書（任意様式）
- 上記ア～エについて、各6部

### (2) 留意事項

- ア 文字サイズは10ポイント以上とすること。
- イ 本要領「1業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマ、A4判5枚までとすること。
- ウ 見積書には、仕様書、実施計画書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。  
等

(3) 提出期限 令和6年6月6日（木）17時00分

(4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先 三田市 総合政策部 移住定住促進課  
（送付先等は「13 問い合わせ先及び書類提出先」を参照）

## 10 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日 令和6年6月14日（金）
- (2) 場所 三田市役所内会議室 ※詳細は後日連絡する。
- (3) 開始時間 後日連絡する。
- (4) 出席者 予定管理技術者を含め、3人以内とする。
- (5) その他 プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

## 11 技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和6年6月20日付け書面により通知する。技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 12 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの詳細を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ・参加資格要件を満たしていない場合
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
  - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### 13 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市 総合政策部 移住定住促進課

TEL 079-555-6776

FAX 079-563-1366

E-mail: [ijyu#city.sanda.lg.jp](mailto:ijyu#city.sanda.lg.jp)

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため、「@」を「#」に置き換えています。